



## 質問

この方法で管理組合の財産を管理する場合、修繕積立金で管理費用の不足分を立て替えてもよいですか。

(相談概要)

この方法において、収納口座に預入された管理費用だけでは「管理事務に要した費用」の支出に不足してしまう場合、収納口座に預入された修繕積立金を充当（立て替え）してもよいですか。



## 回答

管理費と修繕積立金を区分経理している場合においては、ご質問のような取り扱いは認められません。

### <ご利用上の注意>

- 本相談事例は、会員が予め同意したシステム利用規約に基づき、会員専用コンテンツとして提供するものです。
- 本相談事例は、会員の業務の参考に資するため、一般的事例に対する一定の見解を述べたもので、個別事例に直接対応するものではありません。  
個別事例に対処する場合は、別途、弁護士等専門家の見解を得ることを推奨します。
- 本相談事例は会員の内部使用に供するものであり、内容の改ざん、第三者への提供を目的とした無断複製、無断転載、または出版、頒布等、内部使用目的の範囲を越えた利用を禁じます。